

阿賀野市告示第 1 7 3 号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

- 1 供用開始の路線及び区間
- 2 供 用 開 始 の 期 日

別紙のとおり

令和 8 年 9 月 1 6 日

供用開始

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)	幅員 (m)	重要な 経過地
13561	境新田里金田線	里字金田野地 1357 番 1 地先	里字野々宮 1148 番 2 地先	709.7	3.4～ 6.0	
13562	大野地西側線	里字大荒田 1172 番 1 地先	里字大荒田 1173 番 1 地先	150.1	5.0	